昨年は家族が入院して医療費が結構かかったから
領収書
領収書
領収書
医療費のお知らせ
スマホ申告で医療費控除しよう
「医療費のお知らせ」に記載されている分と
それ以外で支払った医療費の領収書の額を合算して
欄に入力♪
えっ？
医療費20万円かかったのに
医療費控除で減額される税額はたった1万円!?
役場税務課に行って聞いてみよう
医療費控除は払った医療費全額が控除されるものではありません
—役場税務課—
1年間に支払った医療費の合計からまず保険金や給付金を次に10万円（所得金額が200万円未満の場合は所得金額の5%）を差し引いた額が医療費控除対象額となります
なお上限は200万円です
※セルフメディケーション制度は計算方法が異なります
医療費控除って思っていたより控除額は少ないかも
00:00
医療費控除をあてにせずやっぱり健康でいることが一番だな
運動始めようかな
そうです医療費控除には仕組みがあるのです